

市第65号議案

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）

第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条 第34条）

第 3 章 雑則（第35条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第 1 項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針等）

第 3 条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認

められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、横浜市、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第 4 条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

第 5 条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第 6 条 軽費老人ホームの長 (以下「施設長」という。) は、法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 第 24 条第 1 項の生活相談員は、法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第 7 条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第 8 条 軽費老人ホームは、次に掲げる当該軽費老人ホームの運営についての重要事項に関する規程 (以下「運営規程」という。)

を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第 9 条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
(記録の整備)

第10条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
 - (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
 - (2) 第16条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第18条第 4 項に規定する身体的拘束等の態様等の記録

- (4) 第32条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(設備の基準)

第11条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない

。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第 1 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、21.6 平方メートル（エの設備を除いた有効面積は 14.85 平方メートル）以上とすること。ただし

、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第 1 号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上と

すること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が 2 階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員配置の基準)

第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

- (2) 生活相談員 入所者の数が 120 又はその端数を増すごとに 1 以上
- (3) 介護職員
- ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第 199 条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定介護予防特定施設入居者生活介護（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第 185 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第 131 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が 30 以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1 以上
- イ 一般入所者の数が 30 を超えて 80 以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2 以上
- ウ 一般入所者の数が 80 を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2 に実情に応じた適当数を加えて得た数
- (4) 栄養士 1 以上
- (5) 事務員 1 以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第 1 項の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第 1 項第 1 号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 第 1 項第 2 号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第 1 項第 2 号の生活相談員のうち 1 人を置かないことができる。
- 7 第 1 項第 3 号の介護職員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第 1 項第 3 号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のう

ち 1 人を置かないことができる。

- 9 第 6 項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか 1 人を置かなければならない。
- 10 第 1 項第 4 号の栄養士及び同項第 5 号の事務員のそれぞれのうち 1 人は、常勤でなければならない。
- 11 第 1 項第 5 号の事務員は、入所定員が 60 人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。
- 12 夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（入所申込者等に対する説明等）

第 13 条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、第 6 項で

定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第 1 項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第 1 項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでな

ければならない。

5 第 3 項第 1 号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 軽費老人ホームは、第 3 項の規定により第 1 項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 3 項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第 1 項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象者)

第14条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの

(2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者とともに入所させることが必要と

認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第15条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第25項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第17条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により入所者の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

（サービス提供の方針）

第18条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにする

ための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- 6 軽費老人ホームは、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

（食事）

第19条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第20条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第21条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ

。)を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第22条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第23条 施設長は、当該軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第 8 条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第 8 条の 2 第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第 8 条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第 8 条の 2 第18項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と

の連携を図ること。

(2) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じ

なければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力医療機関等）

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておかななければならない。

（掲示）

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第30条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第32条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、横浜市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、横浜市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を横浜市に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又は

その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、横浜市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の横浜市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、当該軽費老人ホームの職員に周知徹底する体制を整備すること。
。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び当該軽費老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに横浜市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第 3 章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過的軽費老人ホーム)

2 平成20年 6 月 1 日前から存する軽費老人ホーム（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホーム A 型（次項から附則第29項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に該当するものとして市長が指定するものについては、第 3 条から第34条まで（第 3 条第 4 項を除く。）の規定にかかわらず、次項から附則第29項までに定めるところによる。

(軽費老人ホーム A 型に係る基本方針)

3 軽費老人ホーム A 型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

4 軽費老人ホーム A 型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

5 軽費老人ホーム A 型は、地域や家庭との結び付きを重視した運

営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、横浜市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホーム A 型の規模)

- 6 軽費老人ホーム A 型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホーム A 型の設備の基準)

- 7 軽費老人ホーム A 型の建物 (入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 8 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

9 軽費老人ホーム A 型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホーム A 型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 静養室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 職員室
- (11) 面談室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 宿直室
- (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

10 前項第 1 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる設備の基準は

、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として 1 人とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者 1 人当たりの床面積は、6.6 平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。

(2) 浴室

老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 医務室

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすること。

(4) 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（軽費老人ホーム A 型の職員配置の基準）

- 11 軽費老人ホーム A 型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム A 型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第 5 号の栄養士、第 6 号の事務員、第 7 号の医師又は第 8 号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホーム A 型にあっては第 8 号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員

ア 生活相談員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が 170 以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、1 以上

(イ) 入所者の数が 170 を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、2 以上

イ 生活相談員のうち 1 人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホーム A 型であって入所者の数が 50 以下のものにあつては、この限りでない。

(3) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が 80 以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、4 以上

(イ) 入所者の数が 80 を超えて 200 以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、4 に入所者の数が 80 を超えて 20 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(ウ) 入所者の数が 200 を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、10 に実情に応じた適当数を加えて得た数

イ 介護職員のうち 1 人を主任介護職員とすること。

(4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

ア 入所者の数が 130 以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、1 以上

イ 入所者の数が 130 を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、2 以上

(5) 栄養士 1 以上

(6) 事務員 2 以上

(7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホーム A 型の実情に応じた適当数

12 前項第 2 号から第 4 号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホーム A 型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次に定めるところによる。

(1) 生活相談員 入所者の数が 170 を超える軽費老人ホーム A 型にあっては、1 以上

(2) 介護職員

ア 介護職員の数、次のとおりとすること。

(7) 一般入所者の数が 20 以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、1 以上

(1) 一般入所者の数が 20 を超えて 30 以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、2 以上

(ウ) 一般入所者の数が 30 を超えて 40 以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、3 以上

(エ) 一般入所者の数が 40 を超えて 80 以下の軽費老人ホーム A 型にあっては、常勤換算方法で、4 以上

- (オ) 一般入所者の数が80を超えて 200 以下の軽費老人ホーム A型にあっては、常勤換算方法で、4 に一般入所者の数が 80を超えて20又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
 - (カ) 一般入所者の数が 200 を超える軽費老人ホーム A型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数
 - イ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホーム A型にあっては、介護職員のうち 1 人を主任介護職員とすること。
- (3) 看護職員
- ア 一般入所者の数が 130 以下の軽費老人ホーム A型にあっては、1 以上
 - イ 一般入所者の数が 130 を超える軽費老人ホーム A型にあっては、2 以上
- 13 前 2 項の入所者及び一般入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 14 附則第11項及び附則第12項の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホーム A型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 15 附則第11項第 1 号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホーム A型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 16 附則第11項第 2 号及び附則第12項第 1 号の生活相談員（主任生

活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員)のうち
1人以上は、常勤の者でなければならない。

17 附則第11項第3号イ及び附則第12項第2号イの主任介護職員は
、常勤の者でなければならない。

18 附則第11項第4号及び附則第12項第3号イの看護職員のうち1
人以上は、常勤の者でなければならない。

19 附則第11項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

20 附則第11項第6号の事務員のうち1人(入所定員が110人を超
える軽費老人ホームA型にあつては、2人)は、常勤の者でなけ
ればならない。

21 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜
間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならな
い。

(軽費老人ホームA型の利用料の受領)

22 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる
費用の支払を受けることができる。

(1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の
事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。

)

(2) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)

(3) 居室に係る光熱水費

(4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い
必要となる費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要と
なるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当

と認められるもの

- 23 軽費老人ホーム A 型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 24 附則第22項第 2 号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。
(軽費老人ホーム A 型における健康管理)
- 25 軽費老人ホーム A 型は、入所者について、その入所時及び毎年定期的に 2 回以上健康診断を行わなければならない。
(軽費老人ホーム A 型における生活相談員の責務)
- 26 軽費老人ホーム A 型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
 - (2) 附則第29項において準用する第32条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 附則第29項において準用する第34条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。
- 27 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホーム A 型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指

導等の内容の管理を行わなければならない。

- 28 前 2 項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホーム A 型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホーム A 型にあつては介護職員が、前 2 項の業務を行わなければならない。

(準用)

- 29 第 4 条から第 10 条まで、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで、第 23 条及び第 25 条から第 34 条までの規定は、軽費老人ホーム A 型について準用する。この場合において、第 23 条第 2 項中「第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から前条まで及び次条から第 34 条まで」とあるのは「附則第 22 項から附則第 28 項まで並びに附則第 29 項において準用する第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで及び第 25 条から第 34 条まで」と読み替えるものとする。

(協力歯科医療機関に係る経過措置)

- 30 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームが、この条例の施行の日において、第 28 条第 2 項及び前項において準用する第 28 条第 2 項に規定する協力歯科医療機関を定めていない場合における第 28 条第 2 項及び前項において準用する第 28 条第 2 項の規定の適用については、平成 26 年 3 月 31 日までの間は、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるため、横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

社会福祉法（抜粋）

（施設の基準）

第 65 条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（大都市等の特例）

第 126 条 第 7 章及び第 8 章の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。